

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、子育て世帯の移住及び定住を促進するため、子育てファミリー移住定住促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育てファミリー移住定住促進事業 取得事業、移転事業及び改修事業をいう。
- (2) 住宅 新築住宅及び中古住宅をいう。
- (3) 新築住宅 藤枝市内の人の居住の用に供したことの無い一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねる一戸建て住宅にあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の半数を超えないものに限る。次号において同じ。)及び区分所有建物のうち居住を目的とする共同住宅の単一の住戸(次号において「マンション」という。)をいう。
- (4) 中古住宅 個人が自己の居住のため所有していた昭和56年6月1日以降に建築された藤枝市内の一戸建て住宅及びマンションをいう。
- (5) 子育てファミリー 申請日が属する年度の末日において満18歳以下の子(胎児を含む。以下同じ。)及びその親からなる世帯をいう。
- (6) 取得事業 子育てファミリーが、住宅を建築又は購入し、当該住宅を住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第7号に規定するものをいう。以下同じ。)とする事業をいう。
- (7) 移転事業 藤枝市外を住所とする子育てファミリーが、取得事業により取得した住宅(以下「取得住宅」という。)を住所とするために当該藤枝市外の住所から移動する事業をいう。
- (8) 改修事業 中古住宅を購入(取得事業の対象となる中古住宅の購入に限る。)した子育てファミリーが、当該中古住宅のキッチン、浴室若しくはトイレの設備本体の交換又は屋根若しくは外壁の補修等を行う事業をいう。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助の対象となる経費(次項及び次条において「補助対象経費」という。)

は、次に掲げるものとする。

- (1) 取得事業 住宅の建築又は購入に要した経費
- (2) 移転事業 移動に要した経費
- (3) 改修事業 中古住宅の改修に要した経費

2 補助額は、補助対象経費の2分の1で次に掲げる額を上限額とする。この場合において、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 取得事業 30万円（取得住宅を住所とする直前の住所が藤枝市外であった子育てファミリーにあっては50万円）
- (2) 移転事業 5万円（取得住宅を住所とする直前の住所が静岡県外であった子育てファミリーにあっては20万円）
- (3) 改修事業 50万円

3 子育てファミリーが住宅の建築又は購入に当たり当該住宅の敷地を購入し、第5条第1項の規定により申請する者若しくはその配偶者の父若しくは母と同居する場合又は当該取得住宅の所在地と当該父若しくは母の住所（藤枝市内に限る。）が同一の小校区若しくは1キロメートル以内の距離にあるときは、前項第1号の規定による補助額に30万円を上限に加算するものとする。

（交付回数の制限等）

第4条 子育てファミリー移住定住促進事業費補助金の交付は、事業ごと1世帯当たり1回限りとする。

2 補助対象経費について、藤枝市からこの要綱の規定による補助金以外の補助金その他の金銭の交付を受けているときは、この要綱の規定による補助金は、交付しないものとする。

（交付の申請）

第5条 取得事業及び移転事業について補助金の交付を受けようとする者は、次項、第3項及び第4項に掲げる書類を添えて補助金（取得事業・移転事業）交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第5項の申請をするために既に提出している場合は、この限りでない。

2 取得事業に係る補助金申請の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 取得住宅に係る契約書類のうち、住宅の所在地、契約金額及び契約者名が確認できるものの写し
- (2) 取得住宅が居住の用に供する建物であることが確認できる書類

- (3) 取得住宅の登記事項証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 移転事業に係る補助金申請の添付書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 前項第1号から第3号までに規定する書類（移転事業に係る補助金申請のみをする場合に限る。）
 - (2) 取得住宅への移動に要した費用の見積書及び領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 取得事業に係る補助金の申請をする場合において、第3条第3項の加算を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 戸籍謄本
 - (2) 住宅間の距離がわかる案内図（取得住宅の所在地と当該父又は母の住所が1キロメートル以内の距離にある場合に限る。）
 - (3) 取得住宅の敷地を購入したことがわかる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 5 改修事業について補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金（改修事業）交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第1項の申請をするために既に提出している場合は、この限りでない。
- (1) 第2項第1号から第3号までに規定する書類
 - (2) 改修工事に要した費用の見積書及び領収書の写し
 - (3) 改修工事対象箇所の工事前後の写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 6 第1項及び前項の規定による申請は、住宅を建築した場合にあっては取得住宅の建築日、住宅を購入した場合にあっては取得住宅の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により通知する。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条に規定する補助金交付決定兼確定通知書を受け取った日から14日を経過した日までに請求書（第4号様式）を市

長に提出しなければならない。

(申請の特例)

第8条 第5条第1項及び第5項の規定による申請は、電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年藤枝市条例第22号）第3条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年4月1日告示第139号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行し、改正後の藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月9日告示第150号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金交付要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(交付申請の例外)

2 改正後の別表中三世代家庭に該当する場合の補助額の加算に関する規定は、令和5年2月15日以後に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条及び第23条に規定する住民票の異動を行った者について適用する。

(廃止)

3 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金交付事務取扱要領（平成31年藤枝市告示第133号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示施行の際現に作成されているこの告示による改正前の藤枝市子育てフ

ファミリー移住定住促進事業費補助金交付要綱の様式については、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金（取得事業・移転事業）交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号

申請者 住所

氏名

電話番号

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に必要な範囲で藤枝市が私の個人情報を閲覧することに同意します。

1 交付申請額 円 (①+②+③)	内訳	(1) 取得事業 _____円 (①)
		※三世代同居・近居加算額 _____円 (②)
		(2) 移転事業 _____円 (③)

2 取得事業	
(1) 購入した住宅の別 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅	
(2) 住宅取得額 _____ 円	
(3) 取得場所 藤枝市	
(4) 建築年月日 年 月 日	
(5) 引渡日（建売住宅又は中古住宅を購入した場合に限る。） 年 月 日	
(6) 同居者 大人 人（申請者を含む。）子ども 人（18歳以下の者をいう。） <input type="checkbox"/> 第1子妊娠中	
(7) 申請額 <input type="checkbox"/> 市内転居 藤枝市 _____ から転居 (2)の額×2分の1 = <input type="checkbox"/> _____ 円（ <input type="checkbox"/> 上限300,000円） <input type="checkbox"/> 市外転入 _____ から転入 (2)の額×2分の1 = <input type="checkbox"/> _____ 円（ <input type="checkbox"/> 上限500,000円）	
(8) 三世代同居・近居加算（ <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし）	
ア 位置関係	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居（同一小学校区） _____ 小学校 <input type="checkbox"/> 近居（異なる小学校区）住宅間の距離 _____ m

イ 同居・近居者情報	氏名 _____ 住所 藤枝市 _____ 申請者との続柄： _____
------------	--

3 移転事業	
引越費用	支払額 _____円・・・a 補助対象外経費 _____円・・・b 補助対象経費 (a-b) _____円・・・C Cの額×2分の1 <input type="checkbox"/> _____円※1,000円未満切捨て 上限 <input type="checkbox"/> 静岡県外から転入した場合 200,000円 <input type="checkbox"/> 静岡県内他市町から転入した場合 50,000円

4 誓約事項

- 住宅の取得等に関し、藤枝市が実施する補助金の交付を受けたことはありません。

第2号様式（第5条関係）

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金（改修事業）交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

申請者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金（改修事業）の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に必要な範囲で藤枝市が私の個人情報を見ることがあります。

1	交付申請額	_____円（2の(6)の額の2分の1 上限500,000円）※1,000円未満切捨て
2	改修工事に要した経費 (補助対象経費)	(1) キッチン _____円
		(2) 浴室 _____円
		(3) トイレ _____円
		(4) 屋根 _____円
		(5) 外壁 _____円
		(6) 合計 _____円
3	中古住宅の所在地	藤枝市
4	中古住宅の建築年月日	年 月 日
5	中古住宅の引渡日	年 月 日
6	同居者 大人 _____人（申請者を含む。）子ども _____人（18歳以下の者をいう。）	<input type="checkbox"/> 第1子妊娠中
7	誓約事項	<input type="checkbox"/> 中古住宅の改修に関して、市の実施する他の補助金の交付を受けたことはありません。

第 3 号様式（第 6 条関係）

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

年 月 日付けで申請のあった藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金について、次のとおり交付を決定し、確定しましたので通知します。

1 交付決定及び確定額 金 円

【内訳】

- (1) 取得事業 金 円
(含、三世代同居近居加算 金 円)
- (2) 移転事業 金 円
- (3) 改修事業 金 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

氏 名

印

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む。）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	